

## 小野市議会交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小野市議会（以下「議会」という。）が議会及び小野市政の円滑な運営を図るために交際上必要な経費を支出するにあたり、適正かつ公正な執行を図るため、小野市議会交際費（以下「議会交際費」という。）の支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議会交際費の支出)

第2条 議会交際費の支出は、議会を代表して議会の議長（議長の職務を代理する者を含む。）が、対外的な交際を行うために支出する。

2 議会交際費は、その相手方や内容が適当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において支出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、政治又は宗教を目的とする個人又は団体に対するものには支出しない。

(支出区分)

第3条 議会交際費の支出は、次の各号に掲げる区分（以下「支出区分」という。）に応じ、当該各号に定める内容とする。

- (1) 祝金 慶事及び各種団体が開催する大会等のお祝いに係る経費
- (2) 弔慰金 香典、供物等に係る経費
- (3) 見舞金 病気、災害、事故等の見舞いに係る経費
- (4) 会費 会費を必要とする会合への出席に係る経費
- (5) 賛助金 各種団体等の活動及び行事の趣旨に賛同して支出する経費
- (6) 接遇 市政及び議会運営上で必要な相手との懇談、交渉に要する経費
- (7) 贈答 市政及び議会との関わりが深い相手方への贈答等に係る経費
- (8) 雑費 公用名刺代等
- (9) その他 前各号に分類できない経費

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対応する一般的な支出金額の基準は、

別表のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、議長及び副議長で協議を行い、支出金額を決定するとともに、その事由を明確にするものとする。

(支出の方法)

第5条 議会交際費の支出は、小野市財務規則（昭和44年小野市規則第16号）第72条の規定に基づき、資金前渡の方法により行うものとする。

(支出確認)

第6条 資金前渡を受けた者は、議会交際費を支出する際、領収書を徴し保管するものとする。ただし、香典等社会通念上領収書を徴することが困難な場合は、支払証明書を整備し保管するものとする。

(公表)

第7条 議会交際費は、次に掲げる範囲で公表するものとする。

- (1) 議会交際費の公表は、毎年度行うものとする。
- (2) 公表の方法は、支出内容を小野市議会ホームページに掲載することにより行うものとする。
- (3) 公表しようとするものの内容が小野市公文書公開条例(平成10年小野市条例第1号)第8条の規定により公開を行ってはならないものにあつては、公表しないものとする。

(改正)

第8条 この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直すものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	支出限度額	備 考
祝 金	10,000 円	各種総会、大会、祝賀会等の祝金・寸志等栄典等の受賞祝い
弔慰金	10,000 円	葬儀等における香典・供花・供物等
見舞金	10,000 円	病気、災害、事故等の見舞い
会 費	会費相当額	懇談会、研修会等各種会議の会費、負担金
賛助金	10,000 円	賛助金、協賛金等
接 遇	10,000 円	会食費（一人当たり） ※大都市圏で実施の場合は、15,000円を限度とする。
贈 答	5,000 円	贈答品、手土産等
雑 費	雑費相当額	公用名刺代等
その他	社会通念上、妥当と認められる額	上記のいずれにも分類されない経費